

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 告 示

- 指定管理者の管理業務の一部停止 (自然保護課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退 (同) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(二件) (森林整備課) 二
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課) 二
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 三
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 三
- 建築士事務所の監督処分 (建築宅地課) 四
- 宮城県米山高등학교の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (教育庁高校教育課) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 四
- 公開口頭審理の開催 (人事委員会) 五
- 外部監査人の監査の事務の補助 (監査委員) 五

## 告 示

○宮城県告示第四百四十二号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二十一項の規定により、次のとお

り指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十三年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民の森

二 指定管理者の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

三 管理の業務の停止の内容

宮城県民の森の管理の業務のうち中央記念館、森林学習展示館(一号館)、森の学び舎展示棟

を一般県民の利用に供する業務の停止

四 停止の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五四〇〇八九四	だんでらいおん 仙台市太白区四郎丸 字前八十九	就労継続支援B型	特定非営利活動法人だんでらいおん	平成二十三年六月一日
○四一五四〇〇九〇二	障害福祉サービス事業所ビッグママ 仙台市太白区長町三丁目九番八号	就労継続支援B型	合同会社ビッグママ	平成二十三年六月一日

○宮城県告示第四百四十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が

次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十三年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
〇四一五五〇〇二八九	加茂はげみホーム 仙台市泉区加茂二丁目二十四番地一	社会福祉法人 仙台はげみの会	平成二十三年 八月三十一日

○宮城県告示第四百四十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十三年 七月二十五日	利府町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農 センター
七月二十六日	利府町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農 センター
七月二十七日	利府町 全 域	午前十時から 正午まで	仙台農業協同組合東部営農 センター

○宮城県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡色麻町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び色麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
変更しない
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法  
変更しない
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等

補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十三年六月十日から平成二十三年六月二十四日まで縦覧に供する。

平成二十三年六月十日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 一 気仙沼市長磯浜四十七番地 守 彦光 気仙沼市長磯浜七十番地 小野寺清繁	加入区 加入区 気仙沼地区	縦覧場所 気仙沼市長磯船原三十二番地 宮城県漁業協同組合 気仙沼地区支所
事項	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合		

○宮城県告示第四百四十九号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年六月十日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日  
平成二十三年六月三日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
合資会社佐藤建設 具製作所 佐藤 哲夫	仙台市宮城野区小田原一丁目六、二十五	般・十八第七十五号	全部廃業 一般建設業 建具工事業	平成二十三年五月十六日
株式会社高静設 備工業 高橋 静雄	多賀城市山王字山王四区八十	般・二十二第八千四百四十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 水道施設工事業	平成二十三年五月二日
有限会社松森造園	仙台市泉区松森字松木沢四	般・二十二第九千九百三	全部廃業 一般建設業	平成二十三年五月十一日

佐藤 哲男  
東北新日軽株式  
会社  
西川 利男  
有限会社センシ  
ンコーボレーシ  
ン  
松本 良裕  
東スリーエス株  
式会社  
佐藤 喜政

仙台区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年六月十日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当 <p>○宮城県告示第四百五十号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。</p> <p>平成二十三年六月十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	三 許可取消しの原因	一 組合の名称 名取市下増田臨空土地区画整理組合	二 事務所所在地 名取市下増田字大橋本二百二十九番一	三 設立認可の年月日 平成十六年一月十五日	十二号 般・二十一万五千五百十三号 全部廃業 一般建設業 建具工事業 平成二十三年五月十二日	般・十八万六千二百三十八号 全部廃業 一般建設業 建築工事業 大根工事業 屋根工事業 内装仕上工事業 平成二十三年五月九日	般・二十七万七千六百一十一号 全部廃業 一般建設業 管工事業 平成二十三年五月十三日	般・十九万八千七百七十七号 全部廃業 一般建設業 土木工事業 機械器具設置工事業 水道施設工事業 平成二十三年五月十日
---	------------	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	--	--	---

四 変更認可の年月日

平成二十三年六月三日

○宮城県告示第四百五十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十六条第一項第一号の規定による処分をしたので、建築士法第二十六条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十三年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 監督処分をした年月日

平成二十三年六月二日

二 監督処分を受けた建築士事務所 of 名称及び所在地、当該建築士事務所 of 開設者の氏名（当該建築士事務所 of 開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所 of 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所 of 別並びに当該建築士事務所 of 登録番号

株式会社牡鹿観光 二級建築士事務所

石巻市門脇字二番谷地十三番地の四七七

株式会社牡鹿観光 代表取締役 阿部忠昭

二級建築士事務所 宮城県知事登録第〇七九二〇一三五号

三 監督処分の内容

建築士事務所 of 登録取消し

四 監督処分の原因となつた事実

建築士法第二十四条第一項に規定する二級建築士事務所を管理する専任の二級建築士を置かなかつた。

○宮城県告示第四百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県米山高等学校の農産物に係る販売徴収事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市米山町西野字新遠田六十七番地

株式会社Y・Y

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十三号

鳴瀬川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十三年六月二日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年六月十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

○宮城県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市稲井土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年六月十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年四月二十一日	三 浦 敏 壽	石巻市真野字小島五十七番地	理 事
平成二十三年四月二十一日	日 野 和 男	石巻市北境字トヤケ森十九番地	理 事
平成二十三年四月二十一日	津 田 義 男	石巻市大瓜字鷺ノ巣百三十二番地	理 事
平成二十三年四月二十一日	鶴 岡 章 二	石巻市高木字寺前三十六番地	理 事
平成二十三年四月二十一日	中 澤 清 志	石巻市水沼字日向畑百三十六番地	理 事
平成二十三年四月二十一日	阿 部 太 賀 光	石巻市沼津字越田七十九番地	理 事
平成二十三年四月二十一日	菊 地 良 衛	石巻市渡波字新沼三百二十一番地	理 事
平成二十三年四月二十一日	岡 孝 信	石巻市真野字内原二百十番地	監 事

二 退任した者

平成二十三年四月二十一日	阿部 義明	石巻市大瓜字寺崎六十九番地	監事
退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年四月二十日	阿部 嘉治	石巻市幸町六番七号	理事
平成二十三年四月二十日	浅野 富士夫	石巻市沼津字山中二十九番地	理事
平成二十三年四月二十日	亀山 繁	石巻市渡波字千刈田二十一番地	理事
平成二十三年四月二十日	堀内 義之	石巻市大瓜字箕輪百四十二番地	理事
平成二十三年四月二十日	三浦 敏壽	石巻市真野字小島五十七番地	理事
平成二十三年四月二十日	日野 和男	石巻市北境字トヤケ森十九番地	理事
平成二十三年四月二十日	津田 義男	石巻市大瓜字鷲ノ巣百三十二番地二	理事
平成二十三年四月二十日	鶴岡 章二	石巻市高木字寺前三十六番地	理事
平成二十三年四月二十日	中澤 清志	石巻市水沼字日向畑百三十六番地	理事
平成二十三年四月二十日	大場 武	石巻市大瓜字箕輪百七番地	理事
平成二十三年四月二十日	齋藤 正	石巻市流留字町二十一番地三	理事
平成二十三年四月二十日	岡 孝信	石巻市真野字内原二百十番地	理事

人事委員会

○元宮城県仙台第一高等学校教諭渡辺博に対する平成十六年八月十九日付け分限免職処分について  
口頭審理を次により行う。

平成二十三年六月十日

一日時

宮 城 県 人 事 委 員 会

平成二十三年七月十九日 午前十時  
二 場所  
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号  
宮城県自治会館 二〇〇会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。  
なお、傍聴者の入場は、午前九時三十分からとします。

監査委員

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。  
平成23年6月10日

宮城県監査委員	内 海	大
宮城県監査委員	佐々木	克
宮城県監査委員	遊 佐	勲
宮城県監査委員	藤 鏡	子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
小川 高広	仙台市太白区長町南4丁目2番56・105号
有倉 大輔	仙台市青葉区上杉3丁目4番50・305号
加藤 晴啓	仙台市太白区泉崎2丁目22番30・201号
峯 岸 進一	仙台市宮城野区新田東2丁目2番地の9

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成23年6月20日から平成24年3月31日まで